

第10回 国の小規模事業者持続化補助金募集！

<一般型>

令和元年度補正・令和3年度補正小規模事業者持続化補助金が、公募されております。

申請予定の事業者は早めに計画書作りに取り掛かりましょう。

持続化補助金は、小規模事業者の皆さまが経営計画に基づいて、商工会の支援を受けながら実施する販路拡大等の取り組みに対し、経費の一部を補助するものです。

■ 締め切り **令和4年12月上旬予定** ※採択日時についても今のところ未定
補助事業終了は、**今のところ未定**です

■ 対象者 商工会地区の**小規模事業者**であること(業種は問いません)

- ・製造業・その他 ⇒ 従業員20名以下
- ・商業・サービス業 ⇒ 従業員5名以下
- ※個人事業者の場合、青色専従者は従業員とみなします
- ※法人企業の場合、役員は従業員に含めません



- 補助上限額
- 【通常枠】 50万円 ▶ 小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援
 - 【賃金引上げ枠】 200万円 ▶ 販路開拓の取組に加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者。
 - 【卒業枠】 200万円 ▶ 販路開拓の取組に加え、雇用を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
 - 【後継者支援枠】 200万円 ▶ 販路開拓の取組に加え、アトツギ甲子園(ピッチイベント)においてファイナリストに選ばれた小規模事業者
 - 【創業枠】 200万円 ▶ 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取組む小規模事業者
 - 【インボイス枠】 100万円 ▶ 免税事業者であった事業者が、インボイス発行事業者として新たに登録し、販路開拓の取組を行う小規模事業者

■ 補助率 **2/3**[※]
※賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4

例えば

【通常枠】の応募で採択されると、
80万円の店舗改装事業で50万円(上限額)、
60万円のチラシ配布事業で40万円の補助金ができます。

■ 補助対象 **販売促進チラシの配布、フリーペーパー掲載、簡易な店舗改装、店舗看板、販売拡大のための機械装置導入** など

<取組事例>

①新たな顧客層の取り込みを狙った、販売促進用チラシ作成・配布	⑥ネット販売システムの構築
②販売促進用PR(新聞広告・Web広告等)	⑦移動販売・出張販売
③商談会・見本市への出展	⑧新商品の開発
④集客力を高めるための店舗改装(陳列棚の改良・飲食店の店舗改修など)	⑨景品・販売促進品の製造、調達ほか
⑤古くなった商品パッケージ(包装)の改良	⑩ネット販売のリスティング広告

●今後の公募予定 ※予定は変更する場合があります

第11回受付締切:2023年2月下旬

●商工会の経営計画個別相談会で、補助金の申請書作成支援を実施しています

お問い合わせは、大野町商工会へ TEL:32-0667/FAX:34-3370